

# 印紙が必要な契約書一覧表



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 印紙が必要な契約書 一覧表

## 印紙が必要な主な契約書（3大カテゴリ）

印紙税法では20種類の課税文書が定められていますが、実務で特に重要なのは以下の3つです。

### 【第1号文書：不動産・ローン関連】

対象：不動産売買契約書、土地賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書（借用書）など

税額：契約金額に応じて変動（200円～60万円）

注意：「建物の」賃貸借契約書は印紙不要ですが、「土地の」賃貸借は第1号文書として課税されます。

### 【第2号文書：請負契約】

対象：工事請負契約書、物品加工注文請書、広告契約書、システム開発等の業務委託契約書（請負型）など

税額：契約金額に応じて変動（200円～60万円）

特例：建設工事請負契約書は軽減措置が適用され、税額が引き下げられています（2027年3月31日まで延長）。

# 印紙が必要な契約書 一覧表

## 印紙が必要な主な契約書（3大カテゴリ）

### 【第7号文書：継続的取引の基本契約】

対象：売買基本契約書、業務委託基本契約書、代理店契約書など。特定の相手と継続的に取引を行うための契約書（契約期間が3ヶ月を超えるもの等）

税額：一律 4,000円（契約期間の定めが3ヶ月以内であり、かつ、契約金額の記載がない場合は除く）

注意：第2号文書（請負）と第7号文書の要件を両方満たす場合、契約金額の記載有無等により判断が分かれます。

# 印紙が必要な契約書 一覧表

## 印紙税額の目安（第1号・第2号文書）

契約書に記載された金額により税額が変わります。

契約金額（記載金額）	本則税率	建設工事（軽減税率）
1万円未満	非課税	非課税
100万円以下	200円	200円
100万円超～200万円	400円	200円
200万円超～300万円	1,000円	500円
300万円超～500万円	2,000円	1,000円
500万円超～1,000万円	10,000円	5,000円
1,000万円超～5,000万円	20,000円	10,000円

# 印紙が必要な契約書 一覧表

## 印紙が不要な契約書

以下の契約書は原則として非課税です。

- ・秘密保持契約書（NDA）
- ・雇用契約書
- ・準委任契約書（成果物の完成を約束しない業務委託）
- ・建物賃貸借契約書（土地を含まない場合）

## 電子契約なら印紙は「0円」

印紙税は「紙の文書」を作成した場合に課税されます。そのため、PDFなどの電子データで契約を締結する電子契約を利用すれば、契約金額にかかわらず印紙税は一切不要です。これは国税庁の見解や国会答弁でも明確に示されており、適法なコスト削減手法として普及しています。